

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年7月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」を削る。

様式第1号〔添付書類〕2及び3中「又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)